国際VHFの開局・運用に当たって

（平成24年7月現在）

本製品（国際VHFトランシーバー）をご使用になるには、必ず電波法による開局申請手続きが必要です。

Ⅰ 開局申請手続き

無線局（特定船舶局）を開局するに当たっては、第三級海上特殊無線技士（25W固定（据置）型は、第二級海上特殊無線技士）以上の無線従事者資格を有し、電波法による手続きが必要です。

★本製品は、技術基準適合証明（工事設計認証）を受けていますので、簡易な免許手続きにより無線局の免許が取得できます。詳しくは、「Ⅱ申請に当たっての留意点」をご覧ください。

◎ 同梱している「無線局免許申請手続きに必要な書類」に必要事項を記入し、所定額の国の収入印紙（都道府県など地方自治体発行の証紙は、認められません。また、収入印紙に消印しないでください。）を貼り付けのうえ、当該船舶の主たる停泊港を管轄している総合通信局に必要部数（右記ア. ～エ.を参照）を提出してください。
封書で送付する場合は、宛先に「国際VHF無線局の申請担当」と併記してください。
その際には、「無線局免許状」等の返信用封筒（角2サイズ、120円切手貼り付け）を必ず同封してください。
無線局の免許申請手続きに当たっては、総務省の電波利用ホームページ（URL） http://www.tele.soumu.go.jp/ の「無線局開局の手続き・検査」⇒「無線局の免許手続き」⇒「免許」も参考にしてください。
なお、インターネットによる電子申請につきましては、同ホームページの「無線局に関する電子申請」を参考にしてください。

◇手続きの流れ

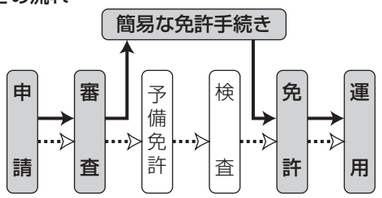

無線局免許申請手続きに必要な書類（ア～ウは、同梱）
ア. 無線局免許申請書（正：1部）
イ. 無線局事項書及び工事設計書（正、写し：各1部、合計2部）
ウ. 無線従事者選（解）任届（正、写し：各1部、合計2部）
エ. 船舶検査証書または船舶国籍証書（写し：1部）
※「写し」の提出を忘れないようご注意ください。

- 書類審査で、申請書に不備があった場合は、所轄の総合通信局より連絡がありますので、指示にしたがってください。
- 不備がなく全ての審査が終了しますと、「無線局免許状」および「無線局事項書及び工事設計書」の写しが送付されます。
- 以上により所定の手続きが完了し、無線局の運用開始となります。
- 送付された「無線局免許状」は、掲示が困難な場合を除き、国際VHF機器のある見やすい場所に掲示してください。また、申請書等の写しは、整理し船舶に大切に保管しておいてください。（定期検査や再免許等の手続きの際に必要となります。）

【ご注意】無線局の免許を受けずに無線局を運用した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

[申請書送付先]：宛先には「国際VHF無線局の申請担当」を併記してください。

	郵便番号	住　所		管轄区域
北海道総合通信局	060-8795	札幌市北区北8条西2-1-1	札幌第１合同庁舎	北海道
東北総合通信局	980-8795	仙台市青葉区本町3-2-23	仙台第２合同庁舎	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東総合通信局	102-8795	千代田区九段南1-2-1	九段第３合同庁舎	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
信越総合通信局	380-8795	長野市旭町1108	長野第１合同庁舎	長野、新潟
北陸総合通信局	920-8795	金沢市広坂2-2-60	金沢広坂合同庁舎	富山、石川、福井
東海総合通信局	461-8795	名古屋市東区白壁1-15-1	名古屋合同庁舎第３号館	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿総合通信局	540-8795	大阪市中央区大手前1-5-44	大阪合同庁舎第１号館	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国総合通信局	730-8795	広島市中区東白島町19-36		鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国総合通信局	790-8795	松山市宮田町8-5		徳島、香川、愛媛、高知
九州総合通信局	860-8795	熊本市春日2-10-1	熊本地方合同庁舎Ａ棟	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合通信事務所	900-8795	那覇市旭町1-9	カフーナ旭橋B-1街区 5F	沖縄

Ⅱ 申請に当たっての留意点

申請手続きを行うに当たっては、次の点に留意してください。

- 本手引きは、国際VHFだけで特定船舶局を新規に開設する際の無線局免許申請の手引きとなっています。
  既に無線局をお持ちの場合等は、手続きが異なりますので、ご注意ください。
- 25W固定（据置）型と5W携帯型を設置する場合は、「無線局事項書及び工事設計書」の22欄に携帯型分を追記するとともに「工事設計書」の携帯型にもチェックを入れ、製造者名等の該当欄に必要事項を記載してください。
- 5W携帯型の無線機で2台以上を設置する場合は、「工事設計書」の該当欄に該当分を記載してください。（同一機種の場合は、製造番号欄に該当分を記載してください。）
- 電波法の手続きは、運行者主義となっています。つまり、運行者と所有者が異なる場合は、運行者が申請者となり、運行確約書が必要となります。
  手続きに関して不明な点がありましたら、所轄の地方総合通信局の航空海上課（沖縄総合通信事務所：無線通信課）または（社）全国船舶無線工事協会（東京都豊島区駒込2-3-10 TEL 03-3915-0183）にお問い合わせください。

Ⅲ 特殊無線技士の資格取得

特殊無線技士の無線従事者資格を取得するには、①国家試験を受験、②養成課程を受講の2とおりがあります。

① **無線従事者国家試験；**
（財）日本無線協会（URL） http://www.nichimu.or.jp/ の本部ほか、北海道から沖縄の全国11カ所において、年3回（6月、10月、2月）実施しています。

② **無線従事者養成課程；**
（財）日本無線協会が年数回公募により実施しているほか、各種団体も適宜に募って実施しています。
講習期間は、取得する資格によって異なり、第三級海上特殊無線技士では１日、第二級海上特殊無線技士では３日となっています。

Ⅳ 運用に当たって

国際VHFは、世界の各国が共通の場で運用するもので、海上という特殊な環境の中、人命に直結する遭難通信などの重要な通信を行うほか、旅客船、コンテナ船、タンカー、漁船、ヨット、プレジャーボートなどの運航に伴う航行の安全および入・出港時の連絡並びに貨物の荷役などによる業務通信などを行うもので、非常に大切なものとなっています。
特にチャンネル16（156.8MHz）は、遭難安全/呼出し専用の共通チャンネルとなっていますので、当該チャンネルの聴守の励行など、運用に当たっては十分な注意が必要です。

【ご注意】私用などによる通信によって、遭難通信の取扱を妨害した場合は、1年以上の有期懲役に処せられる場合があります。（電波法第105条）

[25W固定（据置）型]

- **DSC（デジタル選択呼出装置）付きの無線機**
  【ご注意】DSCの操作には、第二級海上特殊無線技士以上の資格が必要です。

DSC付の無線機には、無線局の免許を受けた後に、MMSI（海上識別番号：9桁の数字）を入力する必要があります。
MMSIは、DSC通信の際に自動的に送信され、この番号をもとに船舶名や免許人の氏名など、重要な情報を判別しますので、必ず入力してください。MMSIが未入力の場合、DSCで通信できませんのでご注意ください。入力方法は、製品に付属している取扱説明書をご覧ください。なお、MMSIは、無線局の免許の際に指定されます。

- **定期検査**

固定（据置）型は、電波法第73条の定期検査の対象無線局となっていますので、免許を受けてから5年ごとに定期検査を受ける必要があります。検査の年度には、所轄の総合通信局より通知がありますので、必ず受検してください。
受検は、①国（総合通信局の職員）が実施、②登録検査等事業者である（社）全国船舶無線工事協会の会員等が実施のいずれかの方法になります。
なお、5W携帯型だけの無線局については、定期検査の対象外となっています。

- **空中線（アンテナ）**

本製品は、空中線（アンテナ）を含めて技術基準適合証明（工事設計認証）を受けた機器です。そのため、お使いいただける空中線（アンテナ）は、技術基準適合証明（工事設計認証）で登録されているものに限定されています。お使いいただける空中線（アンテナ）の詳細については、別紙の「ご参考に～適合アンテナ仕様一覧」をご覧ください。
なお、5W携帯型については、付属の空中線（アンテナ）での運用を基本としています。

【ご注意】技術基準適合証明（工事設計認証）に登録されていない型式の空中線（アンテナ）を使用すると、電波法違反で罰せられる場合がありますので、ご注意ください。

Ⅴ 申請書等の記載例

【ご注意】：本様式は、特定船舶局のものです。国際航海「有り」等の場合は、様式が異なりますのでご注意ください。

1 無線局免許申請書

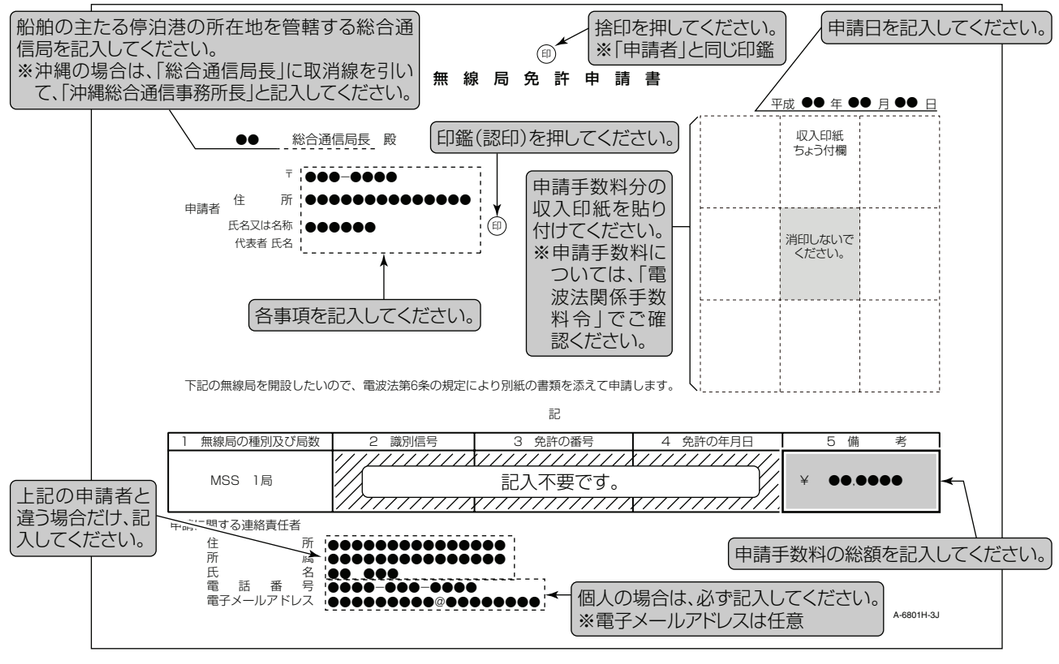

アイコム株式会社
547-0003 大阪市平野区加美南1-1-32

高品質がテーマです。

A-6801H-2J-⑤ © 2009–2012 Icom Inc.

2 無線局事項書及び工事設計書

「無線局事項書及び工事設計書」

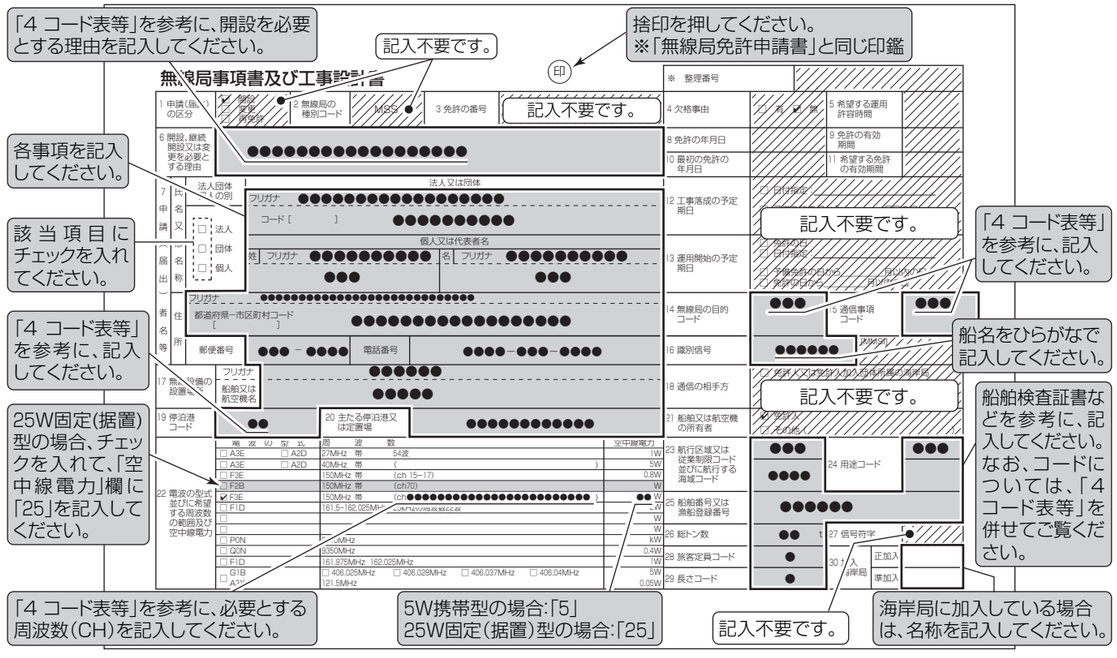

「工事設計書」

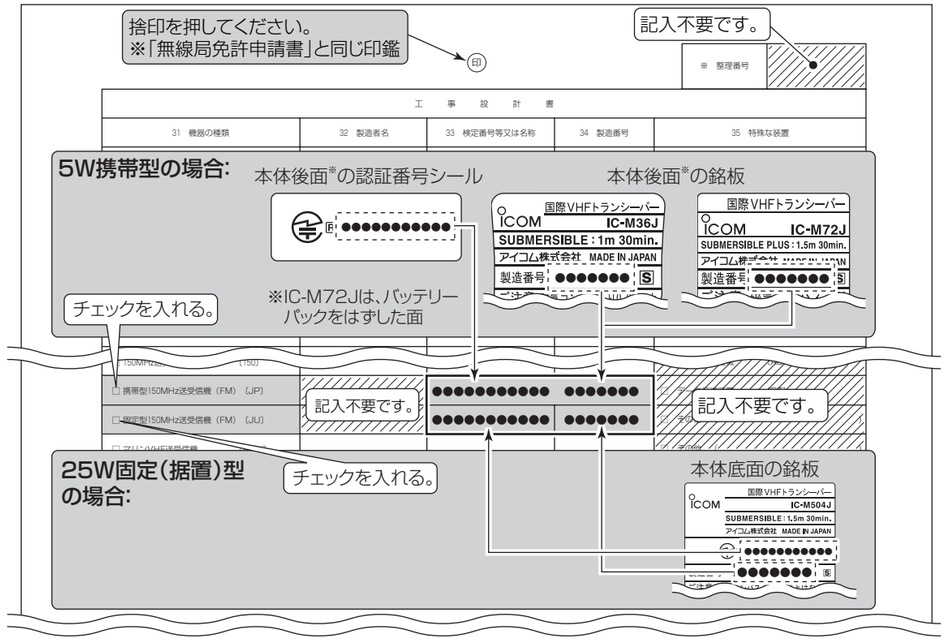

3 無線従事者選任届

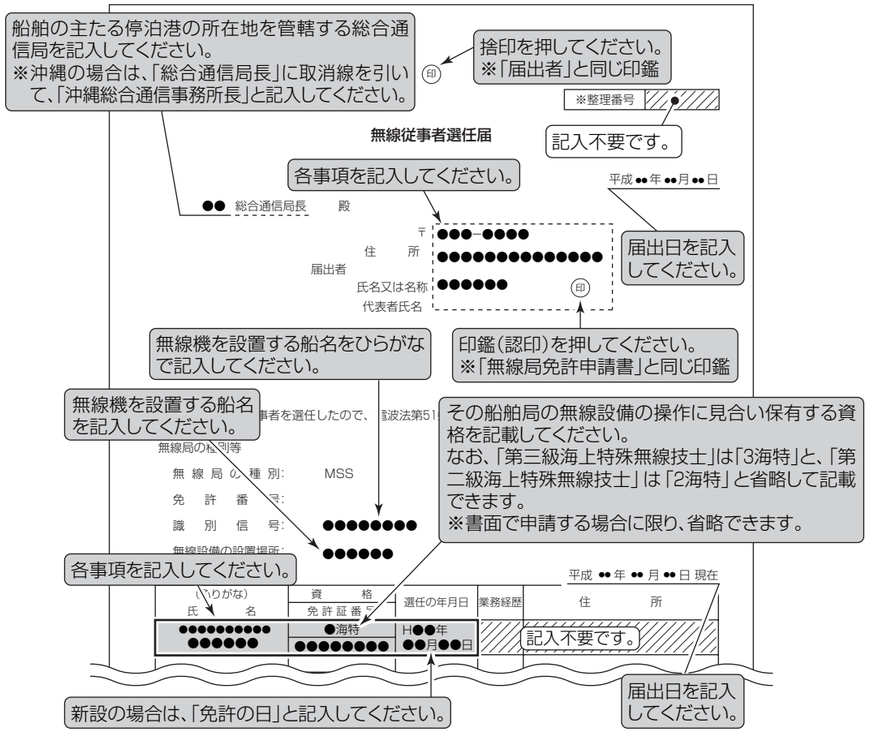

4 コード表等

以下の内容は、「無線局事項書及び工事設計書」様式の各欄に使用するコードや、一般的な記入例です。
なお、各項目の先頭に記載している番号は、「無線局事項書及び工事設計書」様式の欄番号です。

6 開設を必要とする理由(一般的な例)

船舶の安全かつ円滑な航行の確保のため船舶局の開設を希望するものです。 ⇒船間通信主体の場合
スポーツ・レジャー船舶の安全かつ円滑な航行の確保のため船舶局の開設を希望するものです。
事業・業務船舶の安全かつ円滑な航行の確保のため船舶局の開設を希望するものです。 } ⇒専用海岸局加入の場合

14 無線局の目的

スポーツレジャー	SRD
漁業	FSG
港湾業務	HSM

15 通信事項

船舶の航行に関する事項	MAA
スポーツレジャーに関する事項	SRD

23 航行区域又は従業制限

平水	HSK
沿海	EKK
近海	KKK
遠洋	EYK
限定沿海	EKG
限定近海	KKG
2時間限定沿海	E2G
瀬戸内限定	EKS
第1種	F1S
第2種	F2S
第3種	F3S
小型第1種	FK1
小型第2種	FK2

23 航行海域

A1	
A1、A2	
A1、A2、A3	
A1、A2、A3、A4	
A1 VHF	}
A2 MF(A1除く)	}
A3 衛星圏(A1、A2除く)	}
A4 衛星圏外	}

24 用途

旅客船	PSG
貨客船	PCS
貨物船	CRG
油送船	OTL
巡視船	PTV
漁船	FSB
魚貨物船	FCS
レジャー船	LSR
雑船	ZTS

28 旅客定員(12名以下の場合は、記入不要)

12名を越え、250名以下のもの	A
250名を越えるもの	B

29 長さ

12m未満	S
12m以上	L

19 停泊港コード(都道府県)

北海道	01	福島県	07	東京都	13	山梨県	19	滋賀県	25	鳥取県	31	香川県	37	熊本県	43
青森県	02	茨城県	08	神奈川県	14	長野県	20	京都府	26	島根県	32	愛媛県	38	大分県	44
岩手県	03	栃木県	09	新潟県	15	岐阜県	21	大阪府	27	岡山県	33	高知県	39	宮崎県	45
宮城県	04	群馬県	10	富山県	16	静岡県	22	兵庫県	28	広島県	34	福岡県	40	鹿児島県	46
秋田県	05	埼玉県	11	石川県	17	愛知県	23	奈良県	29	山口県	35	佐賀県	41	沖縄県	47
山形県	06	千葉県	12	福井県	18	三重県	24	和歌山県	30	徳島県	36	長崎県	42		

22 必要とする周波数(一般的な例)

F3E:CH6、8~14、16、69、72、73、77 船間通信主体の場合
F2B:CH70 } 船間通信主体でDSC装備(CH70)の場合
F3E:CH6、8~14、16、69、72、73、77 }
※専用海岸局に加入の場合は、海岸局に指定されているCHを追記して、申請してください。
※その他必要とするCHがある場合、例えば通信相手の「○○ポートラジオ海岸局」などでは、そのCHを追記して申請してください。

〈各チャンネルの使用区分〉

CH6、8、10、13、69、72、73	船間
CH11、12、14	陸船
CH9、13	船間・陸船
CH16、77	呼出・応答